

私立高等学校等就学支援金交付要綱

(通則)

第1条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）の規定に基づく高等学校等就学支援金の交付については、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この要綱に基づいて交付される私立高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、法第6条第1項の規定により知事が支給する就学支援金の全額に相当する金額を学校設置者（以下「設置者」という。）に交付し、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(交付の対象及び交付の額)

第3条 知事は、私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程及び各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けている学校（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒等で、法第4条の規定に基づき就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、法第7条の規定に基づき受給権者に代わって就学支援金を受領することとされている設置者に対して交付する。

2 交付の額は、毎年度、各受給権者について、法第5条第1項及び第2項、政令第3条及び第4条第2項並びに省令第5条から第7条の規定により算定される額を設置者が設置する私立高等学校等に在学するすべての受給権者について合算した額とする。

(交付の申請)

第4条 就学支援金の交付を受けようとする設置者は、別に定める期日までに、様式第1号による交付

申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第2号による交付決定通知書により設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が知事に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の決定を受けた設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、就学支援金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第7条 設置者は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定通知書により、設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第8条 設置者は、交付の対象である就学支援金の受領を中止し又は廃止しようとするときは、様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、就学支援金の交付に関し必要があると認めるときは、設置者に対し報告又は文書その他の物件の提出もしくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第10条 設置者は、交付の対象である就学支援金の受領が完了したときは、その日（第8条の規定による廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る就学支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき就学支援金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により設置者に通知するものとする。

2 知事は、設置者に交付すべき就学支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える就学支援金が交付されているときは、設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 設置者が、法令、本要綱、就学支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令もしくは本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

二 設置者が、就学支援金を目的以外の用途に使用した場合

三 設置者が、就学支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、就学支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した就学支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は

変更し、前項の規定による就学支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る就学支援金を設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき就学支援金を設置者が納付する日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく就学支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(就学支援金の経理)

第13条 設置者は、就学支援金の経理についての帳簿を備え、就学支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、就学支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を就学支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第14条 設置者は、当該就学支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、就学支援金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行し、平成26年4月1日から適用する。